

平成30年度 第1回射水市生活支援・介護予防サービス推進協議会 会議録

1 開催日時

平成30年8月23日（木）午後2時～午後3時45分

2 開催場所

射水市役所2階 202会議室

3 出席者

委員 宮嶋会長、門田副会長、若林委員、中川委員、小井委員、義本委員、森田委員、武部委員、田中委員

事務局 福祉保健部地域福祉課 糸岡課長、政岡課長補佐、宮本係長、鈴木主任、泉主任、小西主事、荒木第1層生活支援コーディネーター
福祉保健部保険年金課 篠原課長

4 欠席者

委員 佐野委員、松浦委員、砂原委員

5 議題

- (1) 基本チェックリストの実施状況等について 【資料1】
- (2) 総合事業指定サービス事業の状況について 【資料2】
- (3) 通所型サービスC（短期集中型）の実施状況について 【資料3】
- (4) 射水市地域支え合いネットワーク事業の進捗状況等について 【資料4】
- (5) 今後のスケジュールについて 【資料5】

6 会議資料

【資料1】基本チェックリストの実施状況等について
基本チェックリスト様式【参考】

【資料2】総合事業指定サービス事業の状況について

【参考1】射水市介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）指定事業所一覧

【参考2】総合事業指定事業所サービス利用状況等

【資料3】通所型サービスC（短期集中型）の実施状況について

【資料4】射水市地域支え合いネットワーク事業の進捗状況等について

【参考3】「通所型サービスB」と「地域介護予防活動支援事業」との比較

【参考4】一般介護予防事業の実施状況について

【参考5】「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）

【資料5】スケジュール表

7 会議記録

議題

(1) 基本チェックリストの実施状況について

【資料1】

- 表2中、ケアマネジメント未実施について、詳しく説明していただきたい。
- 要支援認定を受けていても、サービスの利用がない方、あるいは利用するサービスが住宅改修のみ、もしくは福祉用具の購入のみの場合は、介護保険法にケアマネジメントを実施しなければならない旨が明記されていない。よって、ケアマネジメント未実施の278件の内訳については、そのような方々ではないかという見解である。
- 表1に、要支援相当者の手続き状況が記載されているが、大門・大島包括について見ると、基本チェックリスト実施者の新規者は5人であるのに対し、要支援申請者の新規者は89名である。このことについては、初めてサービスを利用されようとする方が包括に相談された際、アセスメントにより、初年度は住宅改修や福祉用具等の利用も見込んで、認定申請を勧めているからである。そのような方々については、次年度以降、利用するサービスによって基本チェックリストによる手続きに移行していくと思われるので、これから基本チェックリスト実施者数（事業対象者数）は伸びていくであろう。

(2) 総合事業指定サービス事業の状況について

【資料2】

- 今後は、利用者が増えていく一方で、介護人材の減少によって事業所は減っていくことが予想されるが、事業所の減少に対する歯止め策はあるか。市として今後の見通しを聞かせてほしい。
- ご指摘の通り、市内事業所からは介護人材の確保が厳しいという声を聞いている。そこで、今年度からは総合事業の訪問型サービスA（緩和型）に従事する人材を養成するための研修を予定している。研修受講者と市内訪問型サービスA（緩和型）事業所とのマッチングを図ることで、介護人材育成、人材確保の一助になればと思っている。
- 指定サービス事業所の状況について、他市町村の状況と比較してどうか。
- 他市町村の指定サービス状況は把握していない。県は他市町村の状況について把握していると思われるので、県に照会する。
- 共生型サービスを実施する事業所が出てくれば、65歳になった障がい者の選択肢が増えるということだが、これまで65歳を迎えた障がい者はどのように事業所を選択、利用していたのか。総合事業における共生型サービスの創設は見送るとのこ

とだが、ニーズはあるのか。

→ 基本的には介護優先というルールがあるため、65歳を迎えた高齢者は介護認定を受けて介護事業所を利用していただくことになる。ただし、利用者にとって適切なサービスを提供するため、それまで利用していた障がいサービスを基準該当の制度でそのまま利用されるケースもあるようだ。

○今後、共生型サービスの実施が想定される事業所はどのくらいあるのか。

→ 現在障がい福祉サービスを提供しており、共生型サービスの実施が想定される事業所は市内に4事業所程度ある。ただし、これら4事業所については、介護保険の指定要件を満たさなくても、一定水準の要件を満たすことでサービス提供が可能となる「基準該当」の制度で指定可能な事業所ではないかと思う。

○障がい者支援施設「いみず苑」に携わっているが、65歳以上の高齢の障がい者が多く、共生社会の構築は急務だと感じている。重度の障がい者が高齢者になった場合はやはり介護が必要であるため、今後、共生型サービスの提供が可能な事業所がたくさん出てきたらよいという思いがある。しかし、一番大切にしてほしいのは利用者本人の思いであり、利用者ひとりひとりの障がいの程度や希望に添って事業所を選択できるようにしてほしい。共生型サービスが提供可能な事業所が増えることで、利用者の選択肢の幅が広がると思う。

→ 国では共生型社会の構築により、高齢者、障がい者、子ども達が支え合いながら暮らしていける地域づくりを目指している。市として、事業所整備だけではなく、地域づくりの観点からも、共生社会の早期構築に向け取り組んでいるところである。

○担当している福短の学生が障がい者施設に実習に行っていることもあり、介護が必要な障がい者が増えているのを実感している。65歳を迎えた障がい者は、障がい施設を一旦退所し、介護認定を受け、介護施設に再入所することになる。さらに、知的障がいや精神障がいの場合は、介護施設側が受け入れ拒否の場合もある。そのようなことを踏まえ、現行の縦割り行政のしくみを変えていく必要もあると思う。

(3) 通所型サービスC(短期集中型)の実施状況について

【資料3】

○4、卒業者について、利用中止者2名とあるが、どのような状況で利用中止となったのか、把握しているか。

→ 通所型サービスCは3ヶ月間のみのサービスであるが、3ヶ月に満たない間に、体調が変化し、主治医から運動を控えるようにとの指示を受けた結果、やむなくサービス利用を中止された方が2名いる。

○サービスの対象者像にそぐわない方が利用していたということではないか。
→ サービスの利用にあたっては、ケアマネジャーによるアセスメントを実施しているので、そのようなことはないと認識している。

○このサービスは、退院直後の方が身体機能の回復のために集中的に利用するものか。
→ まさしくそのような方を対象としている。利用対象者像が限られているため、利用者が増加しないのは致し方ない部分はあると思うが、もう少し利用者が増えてもいいのではないかと思う。

○3ヶ月後に継続した運動習慣を定着させることが課題であると感じる。卒業者のその後について、把握しているか。
→ 卒業者について、担当のケアマネジャーからは、ご本人の生活意欲が向上したという声や、自宅での運動習慣がついたといった嬉しい声を聞いている。しかしその一方で、3ヶ月終了後もサービス利用の継続を希望される方もいるようだ。

○通所型サービスCを卒業後、地域の100歳体操に参加されている方もいる。

(4) 射水市地域支え合いネットワーク事業の進捗状況等について

【資料4】

○今後について、平成30年度中に15地区での実施を目標としているが、全27地区での実施完了は、いつを目標としているか。

→ 平成33年度に全27地区での実施を目標としている。平成29年度は10地区で実施済みであり、今後毎年5地区ずつ実施地区を増やしていきたいと考えている。

○地域の方からは、事業実施について大変苦労されている声を耳にする。今後27地区に広めていくためには、今以上に地域住民の声に耳を傾けなければいけないと思う。ソフト面において、気をつけていることはあるか。

→ 地域ごとに地域性や抱える課題が異なるため、その地域の特性に応じて対応すること、及び地域の自主性を尊重することを大切にしている。

また、月1回の連絡会議開催をはじめとし、1層、2層、3層コーディネーター、社協職員の連携及びフォローアップを密にしている。

他にも、補助金交付や他地区の情報提供等の支援をしているところである。

○市が様々な支援をしていることは理解したが、地域の実情として厳しいものがあると感じる。地域の現状を把握するよう求める。(コーディネーター等は)ボランティア精神がないとできないことであるので、地域の方の思いを汲み取っていただきたい。

○この事業は住民主体であり、一律の支援ではうまくいかない。それぞれの地域性に
応じて対応しなければならず、難しい部分だと思うが、頑張っていたきたい。

(5) 今後のスケジュールについて

【資料5】

○住民サポーター講演会について、今年度から各包括圏域ごとに実施することだが、
今後の具体的なスケジュール、講演会内容及び想定している参加者について伺
う。

→ 今後のスケジュール及び内容については、2層コーディネーターと打ち合わせの
のち、決定していく。内容としては、講演会以外にもグループワークの実施等を検
討している。参加者については、これまでこのような講演会には、各地区の役員と
なられている方が主であったことから、今年度からは、今まで参加されたことのな
い方、役員でない方を対象としたいと考えている。地域に埋もれている人材を発掘
するためにも、広く周知を図っていく。

○詳細が決まったら、本協議会委員に連絡いただきたい。他圏域の講演会にも参加し
たいと思う。

《質問・感想等》 一各委員より

○【資料2】(1) みなし指定から更新しなかった事業所が訪問、通所ともに数事業所
あるが、指定更新が進まない要因として、報酬の低さは考えられるか。(新聞でその
ような報道記事があったため。)

→ みなし指定の事業所が更新しなかった理由については、「利用者がいないため」が
最も多い理由となっている。報酬については、国の要綱に準じた額を市の要綱で定
めている。要綱通り、人員配置等を緩和していただければ、十分まかなえるような
給付設定となっているため、そのようなことはないと認識している。

○事業所が指定を受けない理由として「利用者がいない」ということは、いいことだ
と感じる。これからは、事業所だけがサービス提供するのではなく、ケアネットや
支え合い事業、民間サービスをはじめとしたインフォーマルサービスを含め、あら
ゆる地域資源を活用して地域での見守りを推進していかねばならないからである。

その中でも、支え合い事業については、地域住民主体の活動であり、住民がまず
事業の趣旨を理解し、「我が事、丸ごと」の意識を持つことが重要である。あまり焦
らなくてもよいと思うが、住民の理解が進むよう、地道に取り組んでいただきた
い。

○シルバー人材センターとして地域にどのように貢献できるか、と考えたときに、今後は生活支援のウエイトが多くを占めることが予測される。生活支援について先進事例を学ぶため、視察も予定しているところである。

だが、県内他自治体のシルバーの状況を見ると、シルバー人材センターが総合事業（生活支援）に対応している自治体は少なく、射水市を含め、ほとんどの自治体が「対応予定あり」の状況。

さらに、シルバーの会員は右肩下がりの状況であり、働ける会員の確保が課題である。

そのように様々な課題はあるが、生活支援に取り組むためにはどのような資格が必要か、高齢者が抱える様々な問題に対してどのように対応していけばよいのか等、前向きに検討を重ねていきたい。今後は会員に対し、生活支援に関する研修会も実施する予定である。皆様にも様々な面でご協力をお願いしたい。

○【参考4】（2）介護予防きときと倶楽部について、参加者の選定はどのようにされるのか。また、5回以上実施とあるが、これは希望すれば何回でも実施されるものなのか。

→ 介護予防きときと倶楽部については、包括への委託事業として、今年度から開始した事業である。（平成30年1月からの通所型サービスC開始に伴い、通所型介護予防事業の実施形態を変更したもの。）対象者は、要支援相当一歩手前の方で、きときと倶楽部への参加をきっかけに、支え合い事業の集いの場等、地域の活動に繋がりたい方。対象者は包括が選定し、包括で各回のプログラムを作成する。きときと倶楽部のプログラム終了後は、地域の100歳体操や集いの場を紹介し、繋いでいく予定。

○共生型サービスについて、現時点では実施予定なしとのことだが、各委員の話を聞いていて、実施する必要があるのではと感じた。

→（先程の説明とも重なるが、）要介護1以上の高齢障がい者については、既に介護保険法で整備されているため、共生型サービスを提供できる事業所がほとんど。要支援相当の高齢障がい者については、市の総合事業要綱にて「基準該当」の制度を設けており、この他にさらに共生型サービスの指定をするかどうか、ということである。「基準該当」は、共生型サービスの指定基準と若干異なっているもので、市としては、まずは現状定めている「基準該当」を運用し、その中で課題が出てくれば共生型サービス事業所の指定について検討していきたいと思っている。

○現在、商工会として生活支援や介護予防への直接的な関わりは少ない。しかし近年、後継者がいないという理由で、商工会に加入している高齢の個人事業主の廃業が増加しており、そのような方に対する廃業後の生活支援については、商工会として関わることがあるかもしれないと感じた。

また、昨年まで大門地区の商店街に「いっぷくや茶」というサロンがあったが、老朽化にてやむなく廃止された。サロンのようなコミュニティの場を運営し、介護予防に貢献している商工会も多いため、今後、どのように関わっていけばよいか現在模索中である。その他、買い物弱者対策について、ビジネスとして取り組んでいる企業も多い。

全国の商工会の先進的な事例を学びながら、射水市商工会として今後どのように地域に貢献できるのか、分析し、関係機関と協力を図っていきたい。

- ヘルパーとして要支援者の支援に携わる中で、高齢者同士が、隣近所同士で助け合いをしている事例をたくさん目にする。ヘルパーの職員数が不足している中で、そのような支え合いの取り組みが非常に重要となってくる。役員だけではなく、全ての地域住民が隣近所同士で「何かしようか」と思えるような意識付けやしきみづくりが必要である。

そのような中で、「地域づくりの応援団体」のようなチームがあればいいと思っている。例えば、先日、富山市の「まちづくりマイスター」の研修に参加したが、3～5年先を見据えた地域づくりを考えていた。その他、南砺市でも先進的なしきみができているとか。そのような取り組みが広まり、地域に根付いていけばよいと感じた。

また、今後実施される予定の従事者研修については、役員以外の方にも広く参加してもらえるような周知方法を考えていただきたい。

- 社会福祉協議会として、市と連携し、どのように地域の支え合いネットワーク体制を築いていくかを大きな検討課題としている。

現在、27 地区社協では、「人づくり」を重要課題とし、地域に眠っている人材の発掘や、「自分たちの地域は自分たちで守っていく」といった住民への意識付けに力を入れている。来たる 2025 年に向け、地域課題を「我が事」として捉えてもらえるような住民意識の変革が必要。そのためには、市社協職員の人材確保や人材育成も急務であり、現在取り組んでいるところである。なかなか前に進まない地域に関して、住民主体の地域づくりについて、住民自らが理解してもらえるように、いろんな角度から働きかけていく必要がある。

また、福祉のまちづくりを推進するためには、行政と民間団体との連携も鍵である。行政だけではできないことを、NPO や社会福祉法人等と一体となって推進し、「新しいまちづくり」や「新しい生き方」を模索してほしい。

それから、地域共生社会について。長年障がい者支援に携わっているが、65 歳を迎える障がい者の支援を真剣に考えねばならないと感じる。50 代以上の障がい者や引きこもり者が 80 代以上の高齢の親の年金や支援を頼って生活するといった「8050 問題」が射水市でも非常に多くなっている。人生 100 年時代において、65 歳を迎えた障がい者や高齢者が、その後 35 年間、どのように生活していけばよいのか、新た

な視点から考える時がきている。

○平成 28 年度から本協議会を実施してきた。総合事業への移行が完了したこと、支え合い事業が広まってきたことから、今後は、2 層及び 3 層協議体で実際に出た地域の意見を吸い上げ、検討していくといった、「1 層協議体」本来の役割が求められるのではと感じる。事務局には今後の本協議体の在り方について、検討をお願いしたい。

○地域での活動において、ふれあいサロンと 100 歳体操は特に重要だと感じる。なぜなら、サロンと 100 歳体操の世話人は、地域で力のある方、地域づくりに意欲がある方が担っているからである。ふれあいサロンは市内約 190 グループ、100 歳体操グループも 100 グループ以上立ち上がっていることから、それらグループの世話人をうまく活用することで、現在の地域活動を地域に根付かせることができると思う。